

インタフェース仕様書サービス事業者 IF 編新旧対照表

(内容現在 平成30年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 29年 4月	同	平成 30年 4月
2	4	請求内容(明細)に係る設定事項<点検内容> 介護老人保健施設、病院療養型病床群における短期入所、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設における施設サービスにおいて、緊急時施設療養費または緊急時施設診療費、所定疾患施設療養費、特定診療費、特別療養費または特別診療費に係る請求が適正であるか。	同	請求内容(明細)に係る設定事項<点検内容> 介護老人保健施設、病院療養型病床群及び介護医療院における短期入所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院における施設サービスにおいて、緊急時施設療養費、緊急時施設診療費、所定疾患施設療養費、特定診療費、特別療養費または特別診療費に係る請求が適正であるか。
3	5 - 2	1.7 再審査申し立て 介護給付において、サービス事業所等は、疑義のある査定について、国保連合会に再審査を依頼する場合、再審査申し立てを行う(緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費、特定診療費、及び、特別療養費等医療行為の査定に対する再審査)。	同	1.7 再審査申し立て 介護給付において、サービス事業所等は、疑義のある査定について、国保連合会に再審査を依頼する場合、再審査申し立てを行う(緊急時施設療養費、緊急時施設診療費、所定疾患施設療養費、特定診療費、特別療養費及び特別診療費等医療行為の査定に対する再審査)。
4			15	項番(8)に以下を追加<識別> 7157
5			15 - 1	項番(13)に以下を追加<識別> 7196
6			15 - 1	項番(18)に以下を追加<識別> 7158
7	15 ~ 15 - 2	項番(8)~(24)	同	項番(9)~(27)に変更
8	15 - 2	1 サービス提供年月が平成13年12月以前の交換情報識別番号は、(6)の場合"7141"、(7)の場合"7151"、(8)の場合"7161"をそれぞれ設定する。	同	1 サービス提供年月が平成13年12月以前の交換情報識別番号は、(6)の場合"7141"、(7)の場合"7151"、(9)の場合"7161"をそれぞれ設定する。
9	15 - 2	3 サービス提供年月が平成15年3月以前の交換情報識別番号は、(8)の場合"7162"、(10)の場合"7181"、(11)の場合"7191"、(12)の場合"71A1"をそれぞれ設定する。	同	3 サービス提供年月が平成15年3月以前の交換情報識別番号は、(9)の場合"7162"、(11)の場合"7181"、(12)の場合"7191"、(14)の場合"71A1"をそれぞれ設定する。

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
10	15 - 2	6 サービス提供年月が平成14年1月以降、平成17年9月以前の交換情報識別番号は、(6)の場合"7142"、(7)の場合"7152"をそれぞれ設定する。サービス提供年月が平成15年4月以降、平成17年9月以前の交換情報識別番号は、(8)の場合"7163"、(10)の場合"7182"、(11)の場合"7192"、(12)の場合"71A2"をそれぞれ設定する。	同	6 サービス提供年月が平成14年1月以降、平成17年9月以前の交換情報識別番号は、(6)の場合"7142"、(7)の場合"7152"をそれぞれ設定する。サービス提供年月が平成15年4月以降、平成17年9月以前の交換情報識別番号は、(9)の場合"7163"、(11)の場合"7182"、(12)の場合"7192"、(14)の場合"71A2"をそれぞれ設定する。
11	15 - 2	8 サービス提供年月が平成17年10月以降、平成20年4月以前の交換情報識別番号は、(7)の場合"7153"、(11)の場合"7193"をそれぞれ設定する。	同	8 サービス提供年月が平成17年10月以降、平成20年4月以前の交換情報識別番号は、(7)の場合"7153"、(12)の場合"7193"をそれぞれ設定する。
12			15 - 2	13を追加
13	22	4：緊急時施設療養情報レコード(複数レコード) 緊急時施設療養を行った場合に緊急時施設療養に関する情報を格納する。	同	4：緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード(複数レコード) 緊急時施設療養又は緊急時施設診療を行った場合に緊急時施設療養又は緊急時施設診療に関する情報を格納する。
14	22	6：特定診療費・特別療養費情報レコード(複数レコード) 特定診療又は特別療養を行った場合に特定診療又は特別療養に関する情報を格納する。	同	6：特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード(複数レコード) 特定診療、特別療養又は特別診療を行った場合に特定診療、特別療養又は特別診療に関する情報を格納する。
15			22	11：基本摘要情報レコード(複数レコード) 介護給付費請求において摘要種類と内容を格納する。
16	23	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))	同	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
17	2 3	様式第二の二 介護予防訪問介護	同	様式第二の二 (削除)
18	2 3	様式第二の二 介護予防通所介護	同	様式第二の二 (削除)
19			2 3	以下を追加 様式第四の三... 居宅サービス 介護給付費明細書 (介護医療院における短期入所 療養介護) 様式第四の四... 介護予防サー ビス給付費請求明細書 (介護医療院における介護予防 短期入所療養介護)
20			2 3 - 1	以下を追加 様式第九の二... 施設介護給付 費請求明細書 (介護医療院)
21	2 3 - 1		2 3 - 2	「様式第四の三・四の四」及び「様 式第九の二」 の列を追加
22	2 3 - 1		2 3 - 2	「基本摘要情報レコード(複数レ コード」 の行を追加
23	2 3 - 1	「緊急時施設療養情報レコード (複数レコード)」	2 3 - 2	「緊急時施設療養・緊急時施設診 療情報レコード(複数レコード)」
24	2 3 - 1	「特定診療費・特別療養情報レコ ード(複数レコード)」	2 3 - 2	「特定診療費・特別療養費・特別 診療費情報レコード(複数レコー ド)」
25	2 3 - 1	社会福祉法人軽減額情報レコー ド(複数レコード) 様式第二の三 空白	2 3 - 2	社会福祉法人軽減額情報レコー ド(複数レコード) 様式第二の三 。
26	2 3 - 1	1 ... 緊急時施設療養の請求 がある場合のみ(様式第九は平成 24年3月以前提供分まで)	2 3 - 2	1 ... 緊急時施設療養・緊急時 施設診療の請求がある場合のみ (様式第九は平成24年3月以 前提供分まで)
27	2 3 - 1	2 ... 特定診療費・特別療養費 の請求がある場合のみ	2 3 - 2	2 ... 特定診療費・特別療養 費・特別診療費の請求がある場合 のみ
28			2 3 - 2	8 ... 基本摘要情報がある場 合のみ 9 ... 社会福祉法人軽減額の 情報がある場合のみ(平成30年 4月以降提供分から)
29	2 4 - 2		同	レコード構成図:様式第二の三 「社会福祉法人軽減額情報レコ ード」を追加
30	2 6 - 2	レコード構成図:様式第四・四の 二 緊急時施設療養情報レコード	同	レコード構成図:様式第四・四の 二 緊急時施設療養・緊急時施設診 療情報レコード

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
31	26 - 2	コード構成図：様式第四・四の二 特定診療費・特別療養費情報レコード	同	レコード構成図：様式第四・四の二 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード
32			26 - 3	レコード構成図：様式第四の三・四の四を追加
33	27 - 1	コード構成図：様式第五・五の二 特定診療費・特別療養費情報レコード	同	レコード構成図：様式第五・五の二 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード
34	32 - 3	コード構成図：様式第九 特定診療費・特別療養費情報レコード	同	レコード構成図：様式第九 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード
35			32 - 4	レコード構成図：様式第九の二を追加
36	34 - 1	コード構成図：様式第十 特定診療費・特別療養費情報レコード	同	レコード構成図：様式第十 特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード
37	36	項番36 <内容> 緊急時施設療養費保険請求額の合計を設定する	同	項番36 <内容> 緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費保険請求額の合計を設定する
38	36	項番37 <内容> 特定診療費又は特別療養費保険請求額の合計を設定する	同	項番37 <内容> 特定診療費、特別療養費又は特別診療費保険請求額の合計を設定する
39	36	項番42 <内容> 緊急時施設療養費公費1請求額の合計を設定する	同	項番42 <内容> 緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費公費1請求額の合計を設定する
40	36	項番43 <内容> 特定診療費又は特別療養費公費1請求額の合計を設定する	同	項番43 <内容> 特定診療費、特別療養費又は特別診療費公費1請求額の合計を設定する
41	36	項番48 <内容> 緊急時施設療養費公費2請求額の合計を設定する	同	項番48 <内容> 緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費公費2請求額の合計を設定する
42	37	項番49 <内容> 特定診療費又は特別療養費公費2請求額の合計を設定する	同	項番49 <内容> 特定診療費、特別療養費又は特別診療費公費2請求額の合計を設定する

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
43	37	項番54 <内容> 緊急時施設療養費公費3請求額の合計を設定する	同	項番54 <内容> 緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費公費3請求額の合計を設定する
44	37	項番55 <内容> 特定診療費又は特別療養費公費3請求額の合計を設定する	同	項番55 <内容> 特定診療費、特別療養費又は特別診療費公費3請求額の合計を設定する
45			37-1	・基本摘要情報レコード(複数レコード)を追加
46	38	項番18 <備考>	同	項番18 <備考> 8
47	38-1	6	同	6に以下を追加 ・訪問介護(指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合、指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合又は指定重度訪問介護事業所が行う場合) 通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型通所介護における共生型サービス ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護における事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
48			38-1	8を追加
49	38-2	4	同	4に以下を追加 ・地域密着型通所介護における共生型サービス ・夜間対応型訪問介護における事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
50	39	・緊急時施設療養情報レコード(複数レコード)	同	・緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード(複数レコード)
51	40	項番46 <内容> 緊急時施設療養費の合計点を設定する	同	項番46 <内容> 緊急時施設療養費又は緊急時施設診療費の合計点を設定する

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
52	4 3	・特定診療費・特別療養費情報レコード(複数レコード)	同	・特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード(複数レコード)
53	4 7 4 8	項番 2 7 ~ 3 8 <内容> 緊急時施設療養費	同	項番 2 7 ~ 3 8 <内容> 緊急時施設療養費・緊急時施設診療費
54	4 7 4 8	項番 2 7 ~ 3 8 <内容> 特定診療費・特別療養費	同	項番 2 7 ~ 3 8 <内容> 特定診療費・特別療養費・特別診療費
55	4 8 - 1	7 ~省略~、項番 1 1「限度額管理対象外単位数」には外部利用型外単位数を設定する。~省略~	同	7 ~省略~、項番 1 1「限度額管理対象外単位数」には外部利用型外給付単位数を設定する。~省略~
56	4 9	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))	同	様式第二... 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))
57	4 9	様式第二の二 介護予防訪問介護	同	様式第二の二 (削除)
58	4 9	様式第二の二 介護予防通所介護	同	様式第二の二 (削除)
59			4 9	以下を追加 様式第四の三... 居宅サービス介護給付費明細書 (介護医療院における短期入所療養介護) 様式第四の四... 介護予防サービス給付費請求明細書 (介護医療院における介護予防短期入所療養介護)
60			5 0	以下を追加 様式第九の二... 施設介護給付費請求明細書 (介護医療院)
61	5 1 ~ 5 1 - 2		同	基本情報レコード 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」 の列を追加

No .	ページ	改定前	ページ	改定後
62	5 1 - 4		同	基本摘要情報レコード(複数レコード) 追加
63	5 2 5 2 - 1		同	明細情報レコード(複数レコード) 明細情報(住所地特例)レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
64	5 3	緊急時施設療養情報レコード(複数レコード) 様式第九については、サービス提供年月が平成24年3月以前の場合、以下の項目を設定する。	同	緊急時施設療養・緊急時施設診療費情報レコード(複数レコード) 様式第九については、サービス提供年月が平成24年3月以前の場合、以下の項目を設定する。 但し、様式第四の三・四の四・九の二については、サービス提供年月が平成30年4月以降の場合、以下の項目を設定する。
65	5 3 5 4		同	緊急時施設療養・緊急時施設診療費情報レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
66	5 4 - 1 5 4 - 2		同	所定疾患施設療養費等情報レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
67	5 7	特定診療費・特別療養費情報レコード(複数レコード) サービス提供年月が平成15年4月以降の場合、以下の項目を設定する。 但し、様式第四・四の二・九については、サービス提供年月が平成20年5月以降の場合、以下の項目を設定する。	同	特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード(複数レコード) サービス提供年月が平成15年4月以降の場合、以下の項目を設定する。 但し、様式第四・四の二・九については、サービス提供年月が平成20年5月以降の場合、以下の項目を設定する。様式第四の三・四の四・九の二については、サービス提供年月が平成30年4月以降の場合、以下の項目を設定する。
68	5 7		同	特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
69	5 9 6 0		同	集計情報レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
70	60	*1 ~省略~、様式第四の二の場合25固定、様式第五の場合23固定、~省略~	同	*1 ~省略~、様式第四の二の場合25固定、様式第四の三の場合2A固定、様式第四の四の場合2B固定、様式第五の場合23固定、~省略~
71	60-1	*5 サービス提供年月が平成24年4月以降の外部サービス利用型の場合、外部利用型外単位数を設定する。	同	*5 サービス提供年月が平成24年4月以降の外部サービス利用型の場合、外部利用型外給付単位数を設定する。
72	60-2 60-3		同	特定入所者介護サービス費用情報レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
73	60-4	社会福祉法人軽減額情報レコード(複数レコード) 様式第二の三 項番1~12 空白	同	社会福祉法人軽減額情報レコード(複数レコード) 様式第二の三 項番1~11 項番12
74	60-4		同	社会福祉法人軽減額情報レコード(複数レコード) 「様式第四の三・四の四」及び「様式第九の二」の列を追加
75	61		同	レコード構成図: レコードの編綴(ファイル内の格納順序) 「介護給付費請求明細書情報(基本摘要情報レコード)」を追加
76	61	1 出来高レコードは、介護老人保健施設の場合、緊急時療養費情報レコード、所定疾患施設療養費等情報レコード、又は特定診療費・特別療養費情報レコードを指し、介護療養型医療施設の場合、特定診療費・特別療養費情報レコードのことを指す。	同	1 出来高レコードは、介護老人保健施設の場合、緊急時療養・緊急時施設診療情報レコード、所定疾患施設療養費等情報レコード、又は特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコードを指し、介護療養型医療施設の場合、特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコードのことを指し、介護医療院の場合、緊急時療養・緊急時施設診療情報レコード、又は特定診療費・特別療養費・特別診療費情報レコードのことを指す。
77	62	項番9 <内容> 申立対象となるサービスのサービス項目コードを設定する 特定診療費・特別療養費の場合は、識別番号を設定する	同	項番9 <内容> 申立対象となるサービスのサービス項目コードを設定する 特定診療費・特別療養費・特別診療費の場合は、識別番号を設定する